

第3次

大船渡市子どもの読書活動推進計画

令和8年3月

大 船 渡 市
大船渡市教育委員会

第3次 大船渡市子どもの読書活動推進計画

【 目 次 】

第1章 基本的な考え方	1
1 計画改定の趣旨	1
2 国・県の動向	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	3
5 「子ども」の定義	3
第2章 子どもの読書活動の意義	4
1 子どもの読書活動の意義	4
2 子どもの発達段階(年齢)と読書活動	4
第3章 本市における読書活動の現状と課題	6
1 子どもの読書活動に関するアンケート調査	6
2 学校図書館等の蔵書状況等	10
3 市立図書館の蔵書・利用状況等	13
4 前計画で設定した指標の到達状況	15
5 データ等から見える課題	16
第4章 基本的な方針と取組(家庭・地域・学校等の役割と取組)	17
1 子どもが本に親しむ環境づくり	17
2 家庭・地域・学校等の連携・協力	17
3 学校図書館及び市立図書館における魅力ある図書の提供	18
4 家庭・地域・学校等における役割と取組	19
5 読書活動推進の中核となる蔵書及び施設の充実	20
6 計画の目標	22
7 計画の推進体制	23
□ 参考資料 □	24
全国学校図書館協議会図書選定基準	25
学校図書館図書廃棄規準	30
大船渡市立図書館資料収集方針	32
大船渡市立図書館資料除籍基準	33

(別添) 子どもの読書活動推進に関する取組

第1章 基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

令和3年（2021年）3月に策定した「第2次大船渡市子どもの読書活動推進計画」は、令和7年度（2025年度）で計画期間が終了します。

この中では、「子どもが本に親しむ環境づくり」、「家庭・地域・学校等が連携協力した取組の推進」、「子どもの読書への関心を高める取組の推進」を基本的な考え方として、学校図書館及び市立図書館の充実や各方面での事業推進を掲げてきました。

今回の計画改定に当たり実施した児童・生徒を対象としたアンケートの結果からは、子どもたちの生活時間が、「受動的なテレビ視聴」から「能動的なデジタル体験（インターネット・ゲーム）」へとシフトしていることが読み取れます。また、パソコンやスマートフォン等が媒体として定着していること、相対的に読書の時間が少なくなっていることが読み取れます。

一方、児童・生徒数の減少傾向が続く状況にありながらも、学校関係者の読書に対する理解のもと、市立図書館から小・中学校への団体貸出は増加傾向にあります。

「子ども」を含め、市民を取り巻く環境は、「新型コロナウイルス感染症」や大規模災害などの影響により、刻々と変化していることから、これまでの取組の成果と課題を振り返りながら、本市における子どもの読書活動推進の指針となる新たな計画を改定するものです。

2 国・県の動向

(1) 関係法令

平成13年（2001年）12月、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、各種施策を総合的かつ計画的に推進することで、子どもの健全やかな成長に資するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が施行されました。

これに加え、令和元年（2019年）6月には、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を目的とした「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が公布・施行されました。

さらに、令和4年（2022年）6月には、子どもの権利を保障し、その意見を尊重する「こども基本法」が成立しました。同法の理念に基づき、今後の読書活動の推進においても、子どもの最善の利益を実現する観点から、年齢や発達段階に応じた「子どもの視点」に立った取組を行うことが求められています。

(2) 国の計画

平成14年（2002年）8月、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）」が策定されました。その後、おおむね5年ごとに計画の改定が行われ、現在は、令和5年（2023年）3月に策定された「第五次基本計画」（計画期間：令和9年度までのおおむね5年間）が推進されています。（第五次から「子供」の表記を「子ども」に変更。）

この第五次基本計画では、以下の四つを基本の方針として掲げています。

- I 不読率の低減
- II 多様な子どもたちの読書機会の確保
- III デジタル社会に対応した読書環境の整備
- IV 子どもの視点に立った読書活動の推進

特に、GIGAスクール構想による1人1台端末の普及を踏まえた学校図書館等のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や、読書バリアフリー法の理念に基づいた視覚障がい者等が利用しやすい書籍（アクセシブルな書籍）の整備などが重点的に盛り込まれています。

(3) 岩手県の計画

平成 16 年（2004 年）3 月、「岩手県子どもの読書活動推進計画『いわて子ども読書プラン』（第 1 次）」が策定されました。現在は、令和 6 年（2024 年）3 月に策定された「第 5 次推進計画」（計画期間：令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 か年）が推進されています。

この計画では、国の「第五次基本計画」の策定や「読書バリアフリー法」の施行、デジタル化の進展といった情勢の変化を踏まえ、本県の子どもたちが読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるための総合的な施策の方向性が示されています。

この第 5 次推進計画では、以下の五つを基本的な考え方として掲げています。

【基本的な考え方】

- 1 家庭・地域・学校及び関係機関の連携協力
- 2 多様な子どもの読書活動を支える人材育成
- 3 子どもの読書推進における普及啓発
- 4 発達段階に応じた読書環境の整備
- 5 子どもの読書への関心を高める取組の推進

3 計画の位置付け

推進法では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています。（第 4 条）

また、「市町村の子どもの読書活動推進計画」について、「市町村は、（国の）子どもの読書活動推進基本計画及び都道府県子どもの読書活動推進計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（市町村子どもの読書活動推進計画）を策定するよう努めなければならない。」と規定されています。（第 9 条第 2 項）

本計画は、上記に基づいて策定された、

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」（国計画）

「第 5 次岩手県子どもの読書活動推進計画」

及び大船渡市のまちづくりの基本となる、

「大船渡市総合計画 2021・後期基本計画（計画期間：令和 8 年度～令和 12 年度）」に加え、

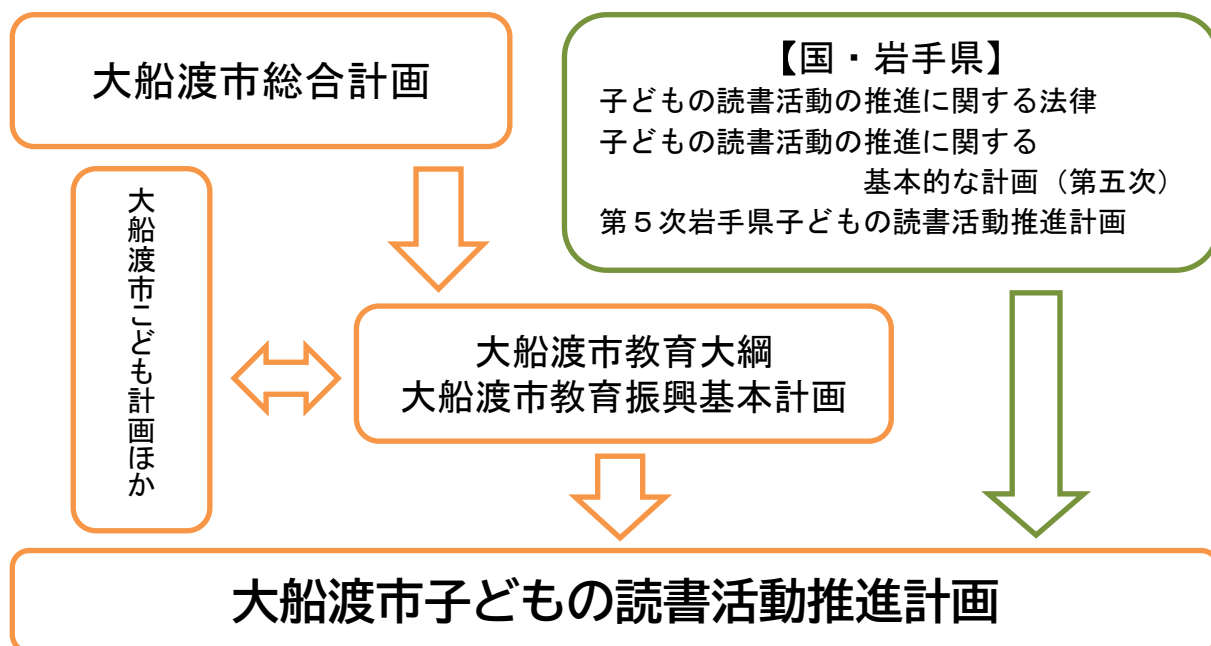
「大船渡市教育大綱」

「大船渡市教育振興基本計画（計画期間：令和 8 年度～令和 12 年度）」

を踏まえながら、本市の子どもたちが読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むための施策の方向性を明らかにするものです。

この計画を基に、市民の理解と協力を得ながら、家庭・地域・学校等が協働して「子どもの読書活動」の推進を図ります。

□ 「大船渡市子どもの読書活動推進計画」の他計画との関係図 □



4 計画の期間

この計画の期間は、前記「3」で示した本市の上位計画との整合を図り、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

5 「子ども」の定義

この計画における「子ども」とは、推進法（第2条）に準じ、本市に在住する乳幼児、児童・生徒等、「おおむね18歳までの者」とします。

※1 「子ども」の表記について

本計画においては、基本的に「子ども」と表記していますが、「こども園」については、それぞれの正式名称等の表記に従ったものとしています。

※2 年号の表記について

本計画においては、基本的に和暦による表記とし、必要に応じて、西暦を括弧書きで表示しています。

第2章 子どもの読書活動の意義

1 子どもの読書活動の意義

推進法の基本理念を表した第2条において、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」としているように、読書は、今までに出会わなかった新しい世界とめぐり会うことにより、新たな自分をかたちづくる重要な活動であると言えます。

子ども一人一人が、社会生活を営む上で必要な基礎的な知識を身に付け、自ら学び考える力を育むと同時に、その基盤となる豊かな人間性を培うためには、読書に親しみ、それが喜びや楽しみとなって日常生活の中に定着することが望まれます。

近年の情報通信技術（ICT）のめざましい進展を背景に、GIGAスクール構想による1人1台端末の普及などにより、子どもたちが多様な情報を瞬時に取得できるようになった一方で、デジタル機器の使用時間増加による「読書時間の減少」や「ライフスタイルの多様化、多忙化」が懸念されています。こうした状況下では、落ち着いて本に親しみ、文章をじっくりと読み解く機会が少なくなる傾向が見受けられることから、ICTを「新しい読書スタイル」の1つとして有効に活用しつつも、子どもたちの健康や発達段階に十分配慮しながら読書活動を推進していくことが重要です。

また、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等により通常の活字図書の利用が困難な子どもであっても、読書を通じて言葉を学び、感性を磨く機会が等しく保障されることも重要です。

これらのことから、子どもの読書活動の推進に関する様々な取組の展開により、「進んで本を読む子どもの育成」を図る必要があります。

2 子どもの発達段階(年齢)と読書活動

読書活動は、国語力や言語力を向上させるばかりでなく、自ら考えたり、感動を共有したりすることによって、「生きる力」を育む上での基本となるとともに、生涯にわたる学習意欲の向上やウェルビーイング（幸福）につながる「生涯を通じた楽しみ」となるものです。そのため、子どもの発達段階（年齢）に応じて、乳幼児期から高校生まで切れ目のない読書習慣を身に付けることが重要です。

(1) 乳幼児期

乳幼児期は読書の入り口です。絵本を介した保護者等との温かなコミュニケーションは、言葉の獲得や心が通い合う貴重な体験となります。子どもの読書意欲は周囲の影響に大きく左右されるため、大人が本に親しむ姿を見せ、共に楽しむ姿勢が重要です。

(2) 小学生

低学年では、民話や童話を始め、いろいろな物語に親しむようになります。自ら一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字から場面や情景をイメージする力が養われ、文字を書いたり、表現できたりする力もついてくることから、より一層、本に興味・関心を持つようになる時期です。

中学年では、読む速度が上がって多くの本を読むようになる一方で、読書活動に個人差が生じ、読む本のジャンル等に偏りがみられ始めます。いろいろなジャンルの本に興味を持ち、知識を得て想像を広げる力が養われる時期であり、より深く、物語の世界を楽しめるようになります。

高学年になると、本の選択が出来始め、その良さを味わうことができるようになります。自分の好みの傾向が現れ、読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書への関心が薄れたりする傾向も見受けられます。「調べ学習」など、目的に応じた本を選択して読むこともできるようになります。

小学校では、段階的に自ら本を読むことの楽しさを体験するようになるため、子どもの読書に対する興味や関心を高めながら、読書習慣の形成や定着を図るような働き掛けが重要となります。

(3) 中学生・高校生

中学生は、共感したり感動したりできる本を選択するようになり、自らの将来について考え、読書を将来に役立てようとする時期です。

高校生は、読書の目的や資料の種類に応じて適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じた幅広く多様な読書が可能となります。

後述する本市のアンケートや岩手県の調査によれば、学年が上がるにつれて「読書離れ」（読書に充てる時間が少なくなる傾向）が進んでいるという状況がみられ、特に、小学校から中学校、中学校から高校への進学段階（移行期）において、児童書から一般書への円滑な移行を促す支援や、一人一人の状況に応じた「紙」と「電子」などのメディアの柔軟な選択、さらに「探究的な学習活動」における図書館の活用を通じて、主体的に読書に取り組む機会を確保することが重要です。

子どもの発達段階（年齢）に応じた読書活動を通じて、文字や文章、さらには本に親しむ習慣を身に付けることが望まれます。

第3章 本市における読書活動の現状と課題

1 子どもの読書活動に関するアンケート調査

〔対象期間〕 令和7年8月（夏休みを中心とした。）

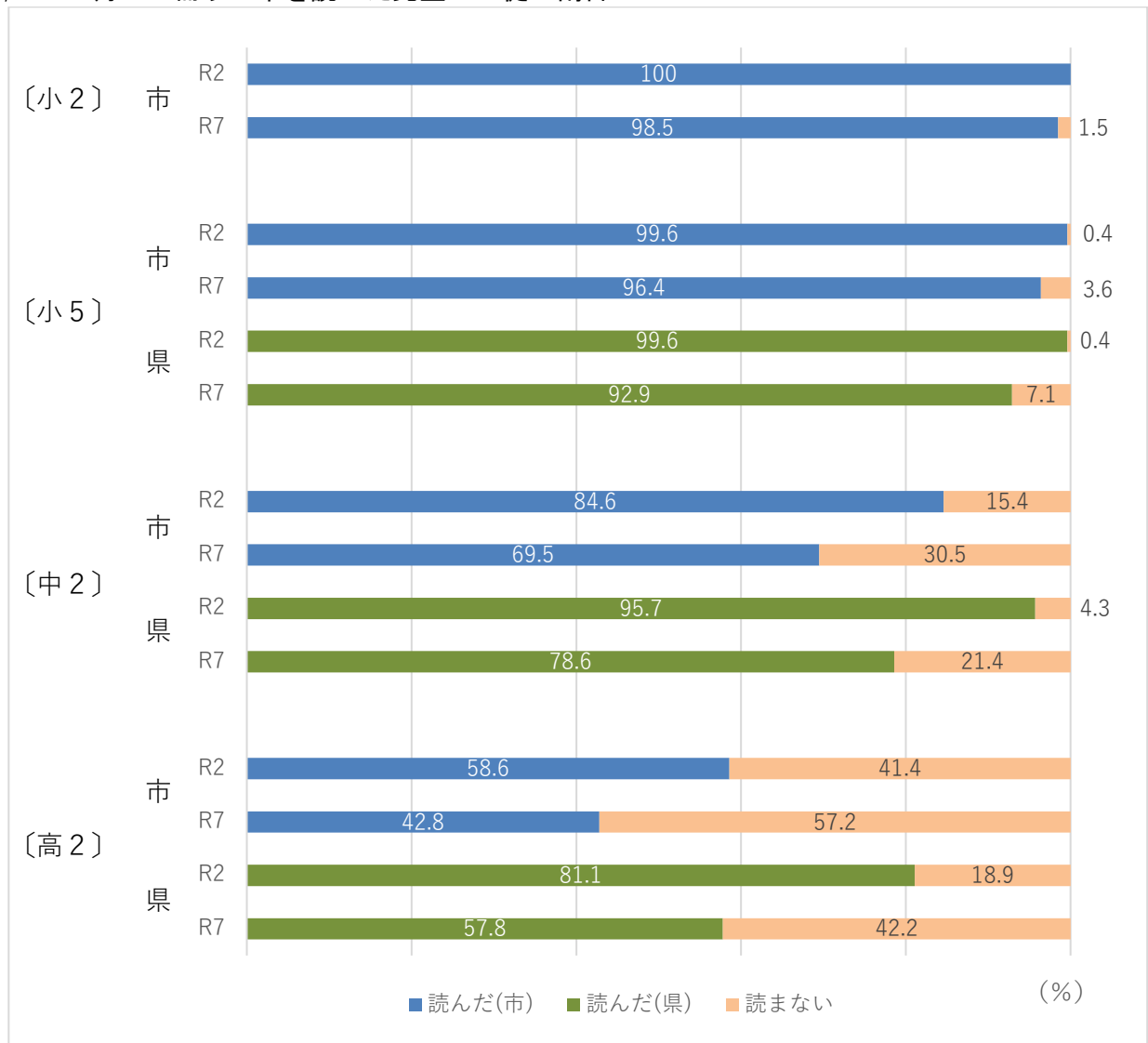
〔調査期間〕 令和7年11月～令和7年12月

〔調査方法〕 WEB回答

〔対象となる「本」について〕 雑誌・マンガを除く全ての本とした。

区分・学年	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校2年生	計
対象者数	184	228	223	188	823
回答者数	184	221	164	159	742
回答率	100.0	96.9	73.5	84.6	90.2

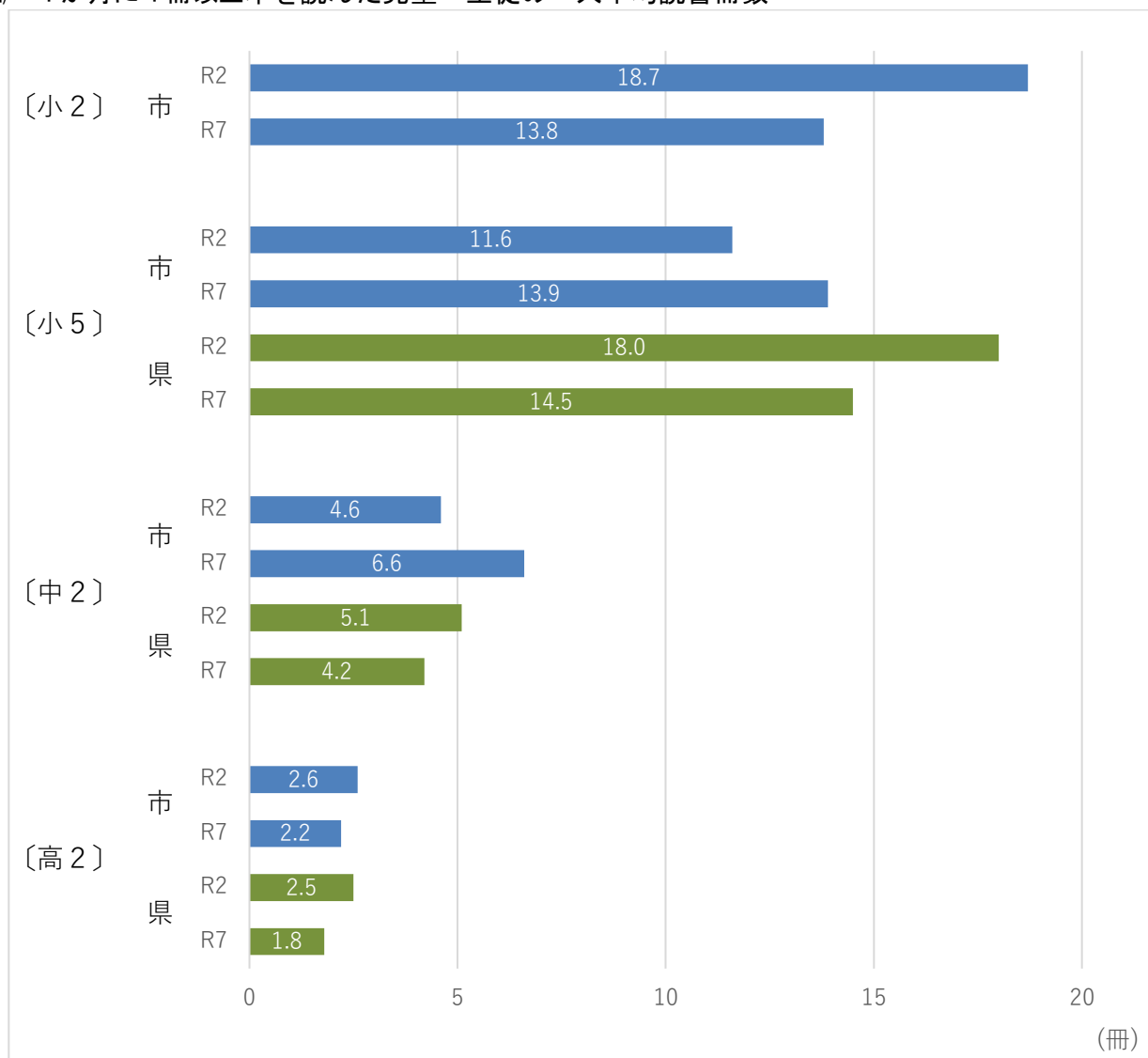
(1) 1か月に1冊以上本を読んだ児童・生徒の割合



今回の調査では、小学2年生・5年生は、ほぼ全ての児童が読書をしていましたが、中学2年生・高校2年生は、その割合が低下しています。

県平均との比較においては、ポイント数はほぼ同様に低下していますが、県平均と比較して市内の「1か月に1冊も本を読まない」生徒が増えている傾向が強くみられます。

(2) 1か月に1冊以上本を読んだ児童・生徒の一人平均読書冊数

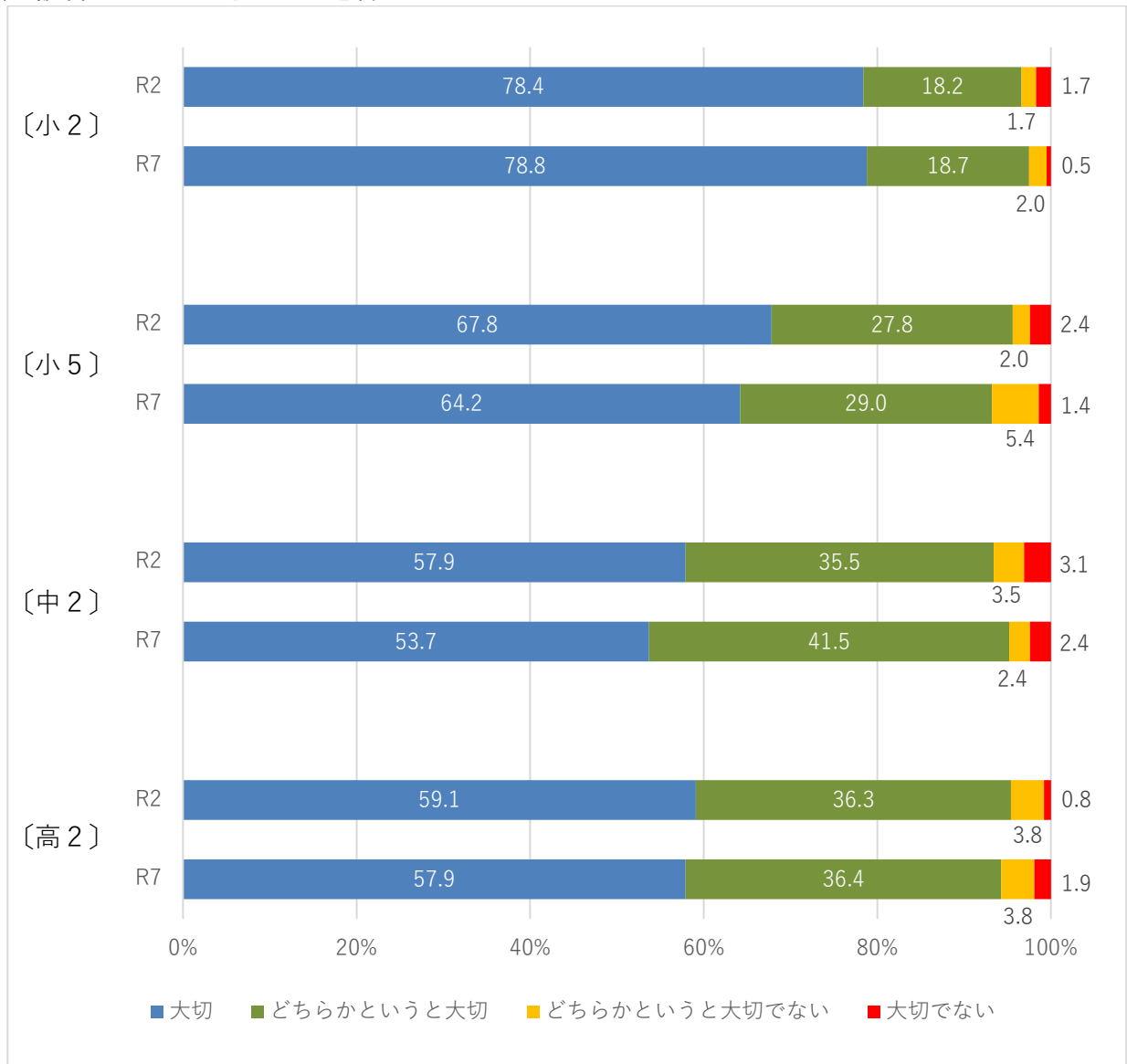


「1か月当たりの一人平均読書冊数」は、小学2年生と5年生でほぼ同数、全体としては高学年になるほど少なくなっていますが、年代によって読む本の内容、ページ数などにも変化があるほか、部活動やインターネット利用（視聴）により、読書以外に費やす時間が多くなるなど、様々な要因が絡んでいるものと推測されます。

前回の調査と比較すると、小学2年生は4.9冊、高校2年生は0.4冊下回り、小学5年生では2.3冊、中学2年生は2.0冊上回りました。

県内の平均読書冊数が減少傾向の中で、小学5年生と中学2年生で増加したことについては、読書活動推進の成果がみられるものと推測されます。

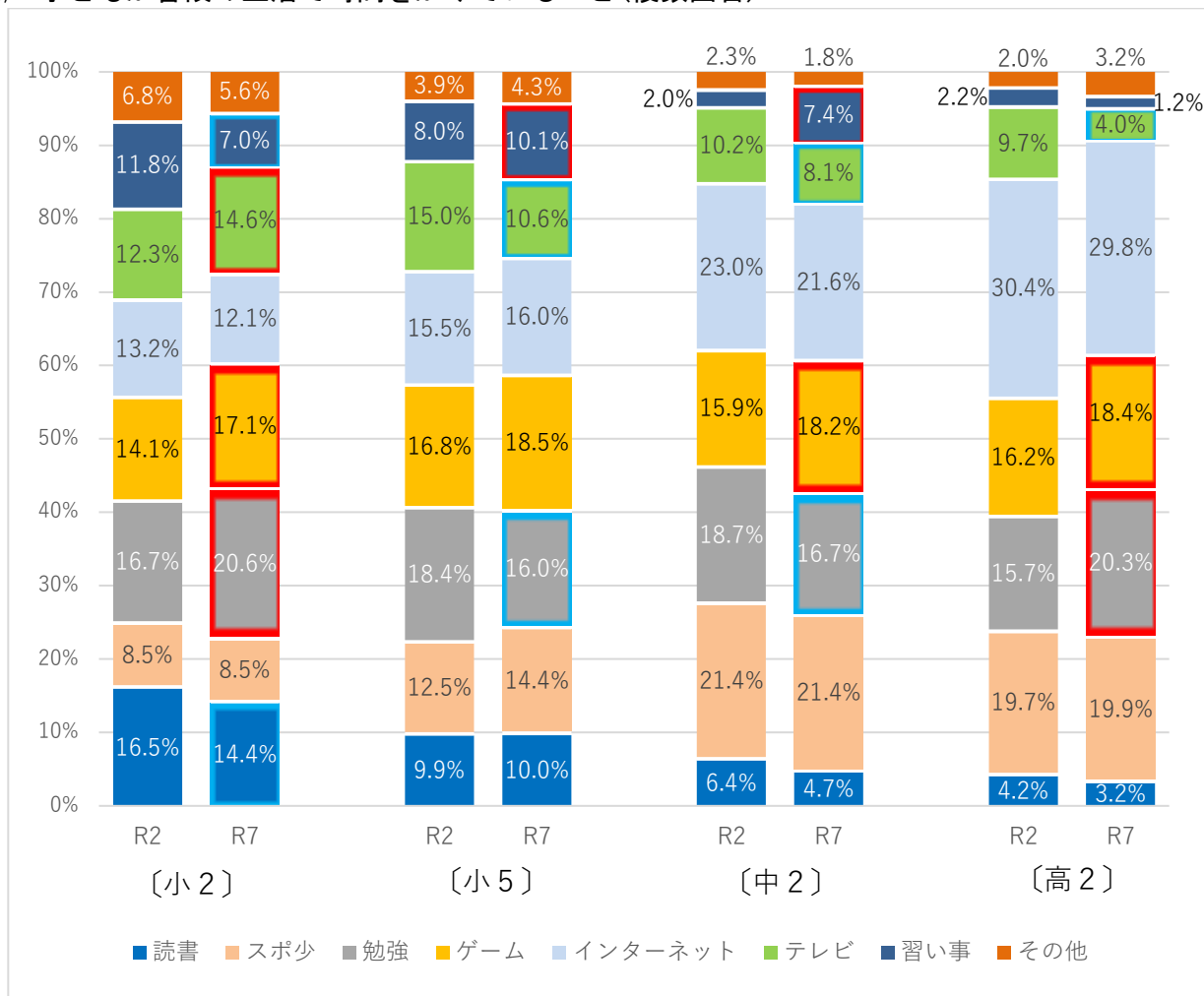
(3) 読書についての子ども意識



読書について、「大切だと思う」「どちらかという大切な」と答えた児童・生徒は、全ての学年で90%を超えています。

「どちらかという大切なでない」「大切でない」という意識は、年齢が上がるにつれて増える傾向の中で、小学5年生の「どちらかという大切なでない」が増えており、「(2) 1か月に1冊以上本を読んだ児童・生徒の一人平均読書冊数」の増加と反した傾向がみられることから、一部において読む児童と読まない児童の差が生まれてきた可能性があるかと推測されます。

(4) 子どもが普段の生活で時間をかけていること(複数回答)



＜主な変動内容＞ ※2ポイント以上の変動。グラフ内の赤枠は増加、青枠は減少を表す。

小学2年生：【増】勉強、ゲーム、テレビ 【減】読書、習い事

小学5年生：【増】習い事 【減】勉強、テレビ

中学2年生：【増】ゲーム、習い事 【減】勉強、テレビ

高校2年生：【増】勉強、ゲーム 【減】テレビ

年齢が上がるにつれて、読書の時間が減少しています。

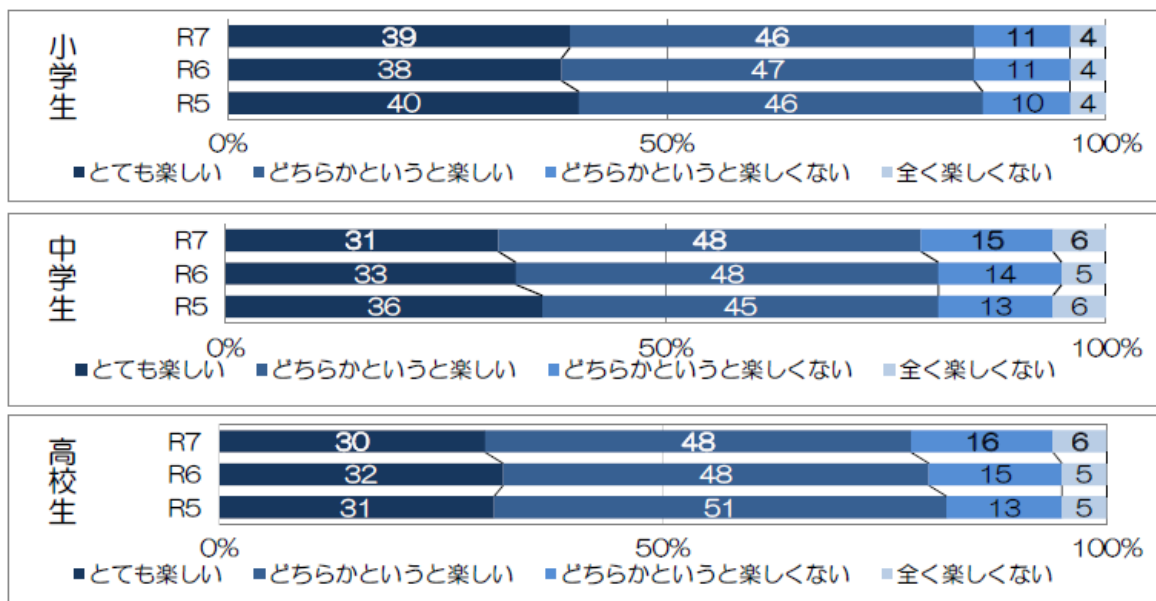
勉強の時間は、小学2年生と高校2年生で増加し、小学5年生と中学2年生で減少しています。一方で習い事の時間は、小学2年生と高校2年生で減少し、小学5年生と中学2年生で増加しています。

また全体的な特徴として、全年代でゲーム時間の増加、テレビ離れの傾向がみられます。身近な情報媒体がテレビからパソコンやスマートフォンへ移り変わり、デジタル機器への親和性が高まると同時に、ゲームの時間も増加し、相対的に読書時間が減少しているものとみられます。

(参考) 令和7年度「岩手県子どもの読書状況調査」集計結果 p.4より

8 「読書」に対する意識

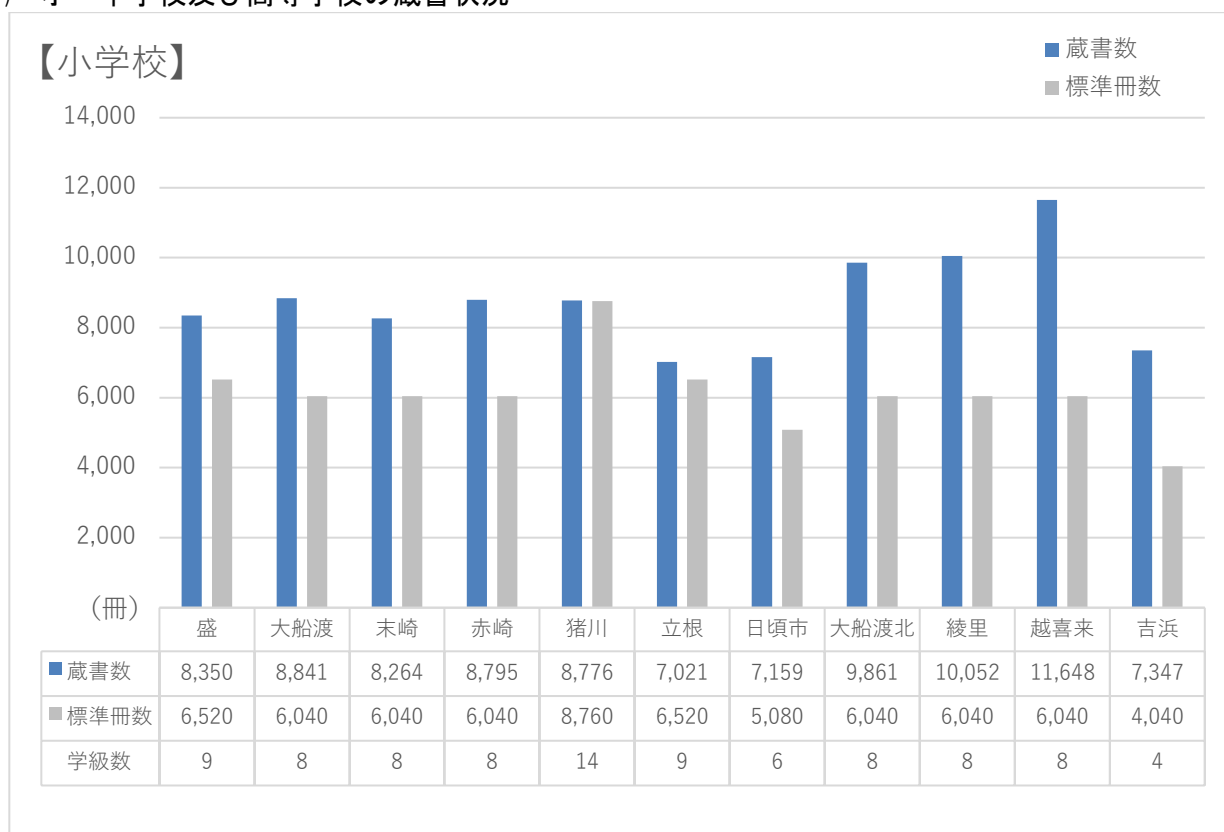
概要：約8割の児童生徒が「読書が楽しい」と回答しています。

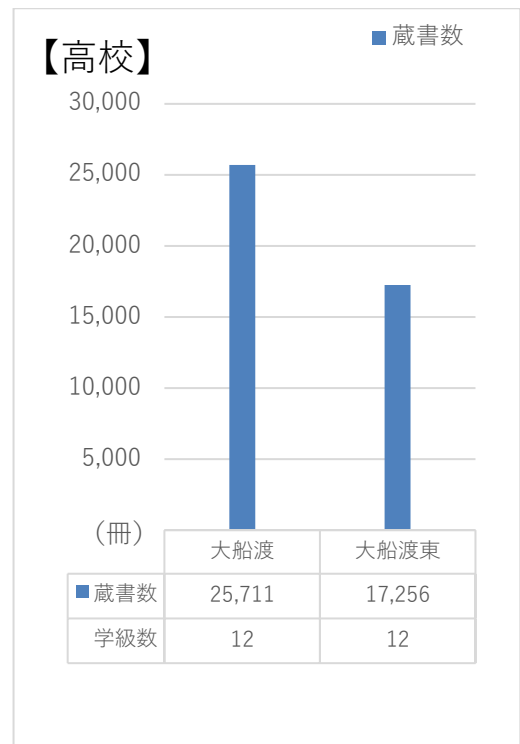
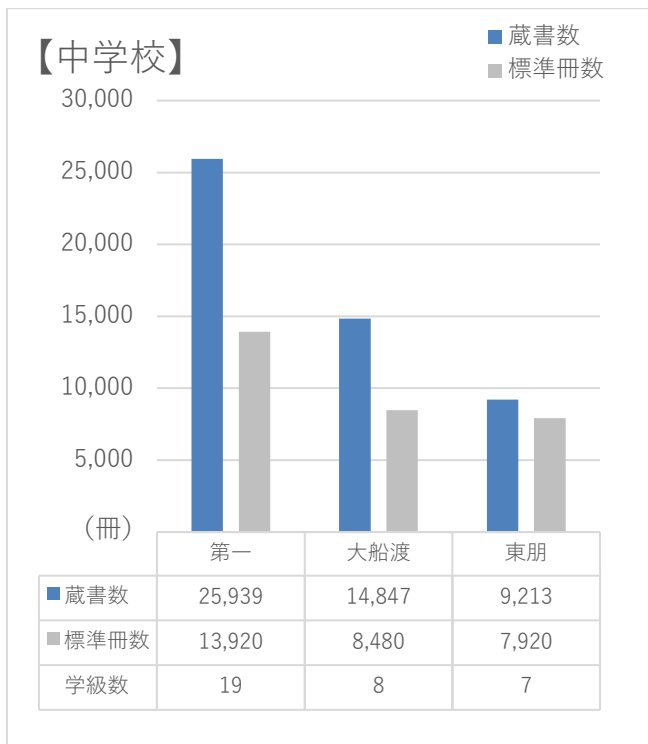


※「小学生」は小学5年生のみの回答

2 学校図書館等の蔵書状況等

(1) 小・中学校及び高等学校の蔵書状況

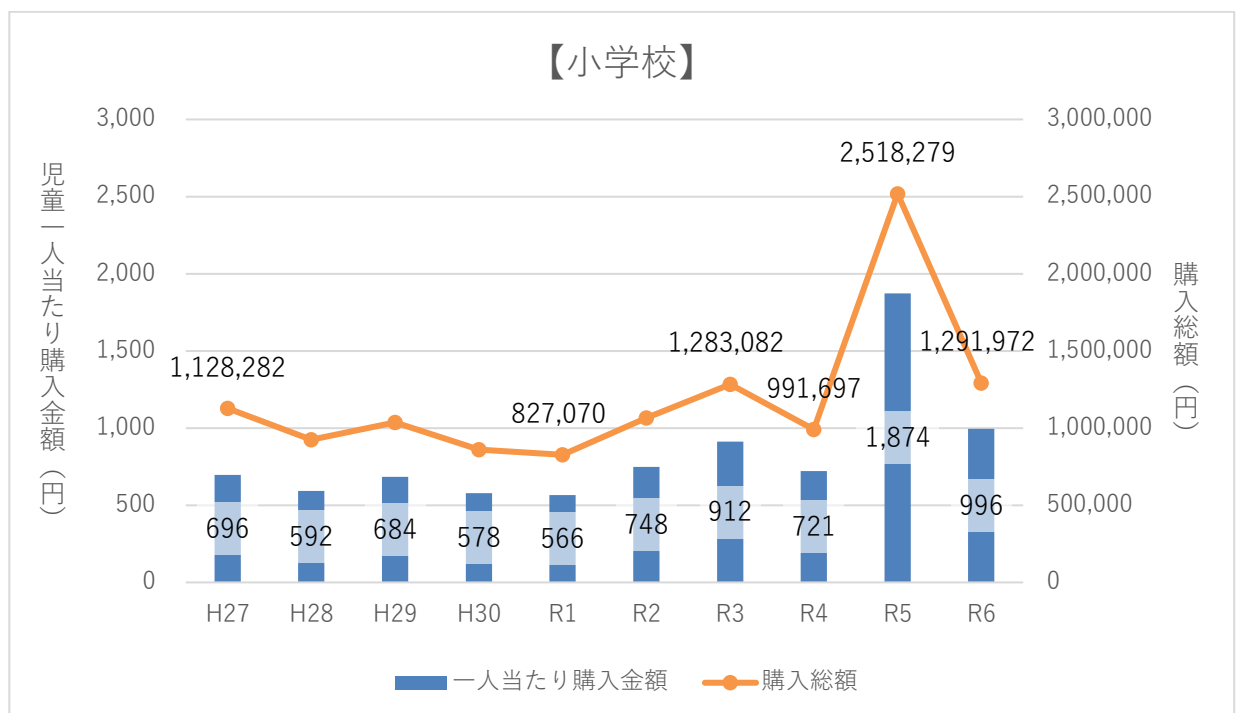


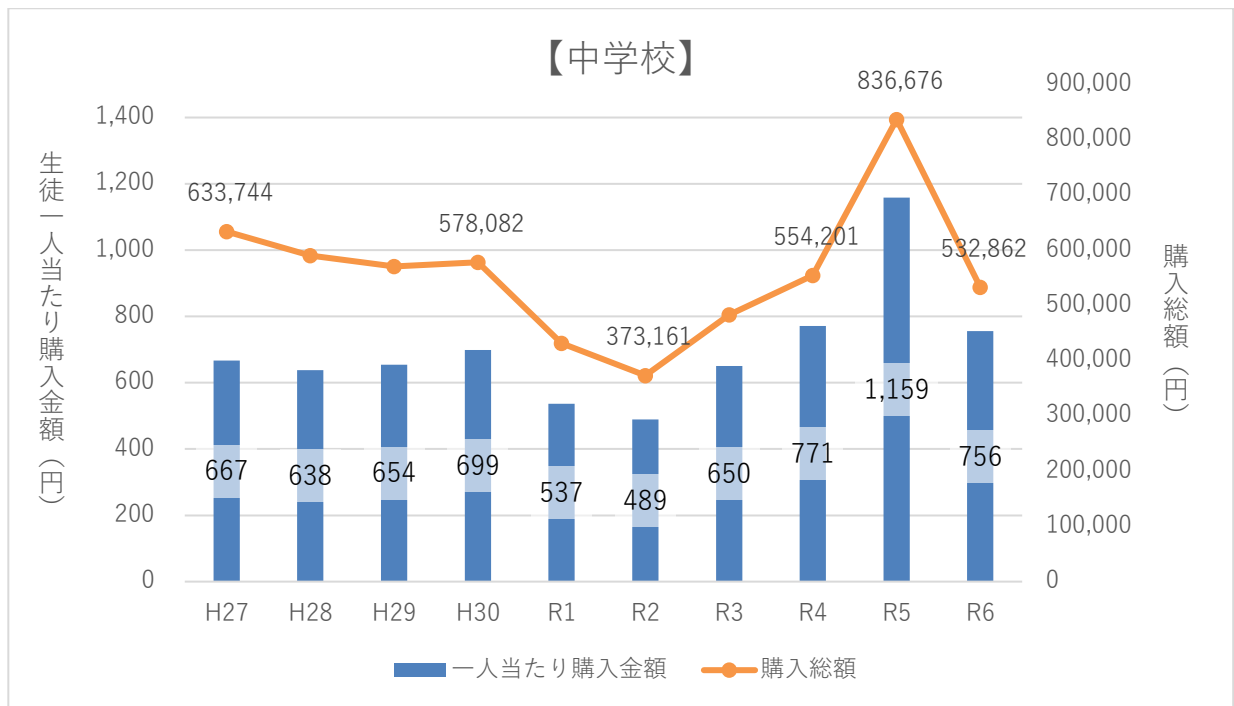


- ※ ① 「蔵書数」は、文部科学省「令和7年度学校図書館の現状に関する調査」における蔵書数の数値（令和7年3月31日時点）。大船渡中学校は、学校統合に伴い調査対象外のため、参考値として令和2年11月30日現在の大船渡中学校、末崎中学校の蔵書数の合計を記載
- ② 「標準冊数」は、「学校図書館図書標準」（平成5年[1993年]3月 文部科学省）による、小・中学校における学級数に応じた図書の標準冊数
- ③ 学級数は、「学校一覧」（岩手県教育委員会編）の各年5月1日現在の学級数

学校図書館の蔵書数は、国が学校図書館の図書の整備を図る際の「目標」として「標準冊数」を設定しています。しかし、蔵書の中には、かなりの年数が経過して修繕が難しいものや内容（情報）が古いものなどが一定数あるとみられ、適切な除籍（廃棄）など適正な蔵書管理が重要になります。

(2) 小・中学校図書購入費の推移

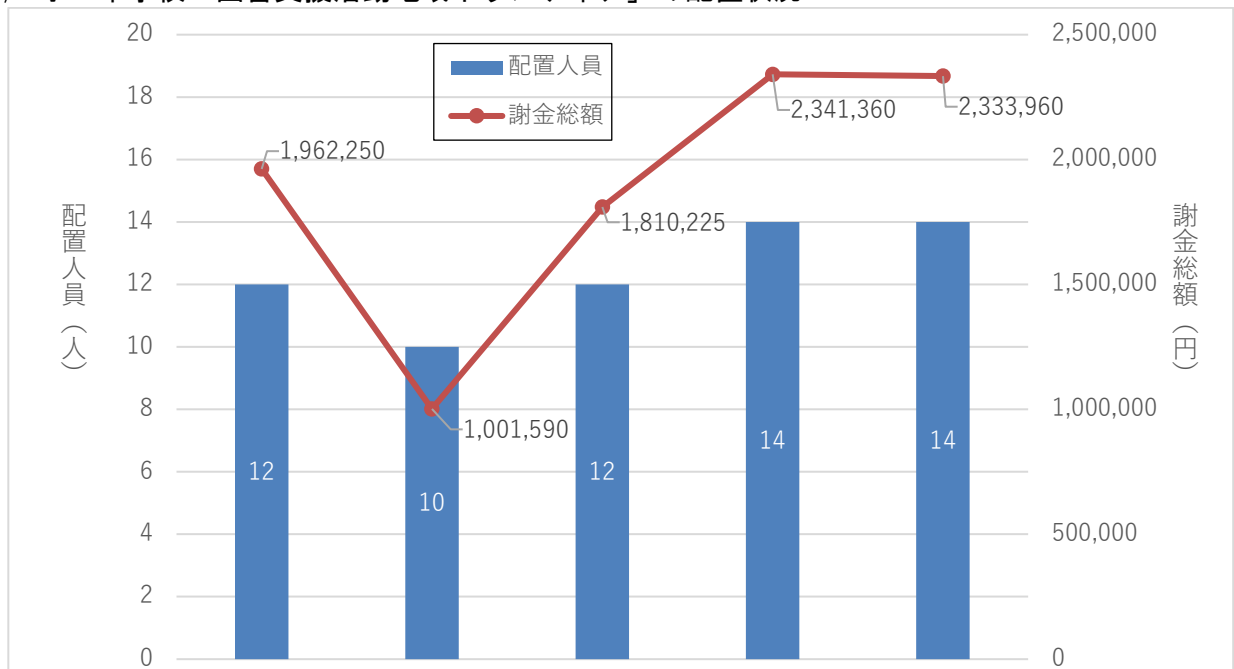




過去10年で見ると「一人当たりの購入金額」は、小学校は令和元年、中学校は令和2年を最少として、微増傾向にあります。

なお、令和5年度に寄附を財源として図書購入を行ったことから、一時的に増加しています。

(3) 小・中学校「図書支援活動地域ボランティア」の配置状況



	R2	R3	R4	R5	R6
盛小	○	○	○	○	○
大船渡小	○	○	○	○	○
末崎小					
赤崎小	○	○	○	○	○
猪川小	○	○	○	○	○
立根小	○	○	○	○	○

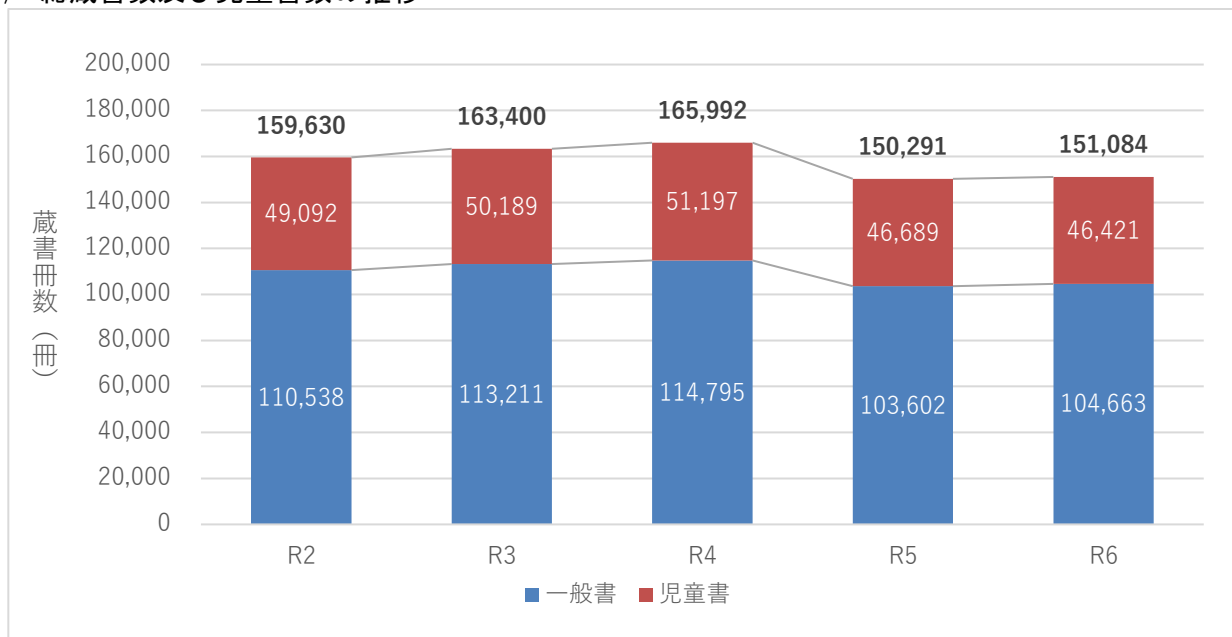
	R2	R3	R4	R5	R6
日頃市小				○	○
大船渡北小			○	○	○
綾里小	○			○	○
越喜来小	○	○	○	○	○
吉浜小	○	○	○	○	○
第一中	○	○	○	○	○
大船渡中			○	○	○
末崎中	○	○	○	○	○
赤崎中	○				
綾里中	○				
東朋中		○	○	○	○

※「○」は、各年度において「図書支援活動地域ボランティア」が配置された学校を表す。

「図書支援活動地域ボランティア」は、小・中学校の学校図書館において、図書の整理や修繕・除籍（廃棄）、図書館関連行事の支援を行っており、図書担当教職員とともに、子どもたちに親しまれる図書館づくりを進めています。

3 市立図書館の蔵書・利用状況等

(1) 総蔵書数及び児童書数の推移



※各年度「図書館・公民館図書室実態調査」（岩手県立図書館）報告数値

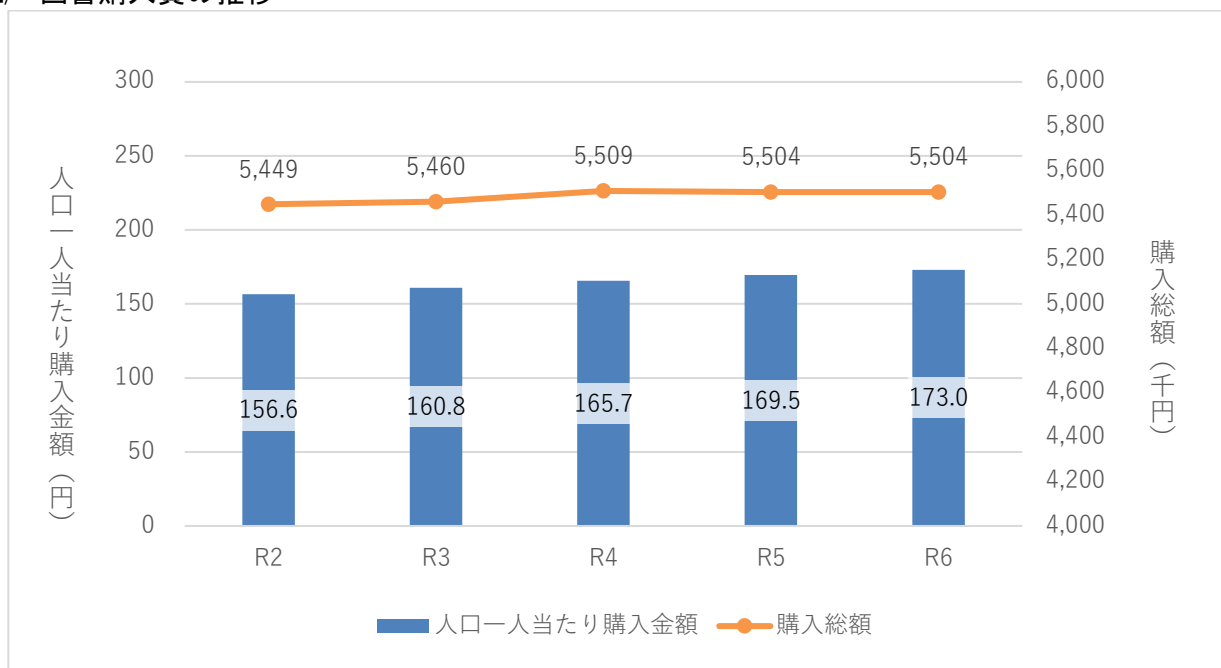
令和6年度における市立図書館の蔵書数（CD・DVD・雑誌は除く）は151,084冊で、このうち、絵本・物語・ノンフィクション等小学生以下向けの「児童書」は46,421冊（30.7%）となっています。

児童書の割合は、岩手県内の市立図書館33館の平均が30.0%で、本市（30.7%）ではこれを若干上回っています。

市立図書館の蔵書数は、新規の図書購入・寄贈受入れのほか、除籍（廃棄）により変動しますが、令和2年度から3年度においては約2.4%の増加、令和4年度の指定管理者制度導入後においては適切な除籍等の蔵書管理の精度が向上し、微増（0.7%増）となっています。

指定管理者制度の導入により、専門的な知見に基づく蔵書点検や「大船渡市立図書館資料除籍基準」にのっとりた蔵書管理の適正化が図られ、単なる冊数の増加ではなく、利用者のニーズに即した「生きた蔵書」の維持が可能となっています。

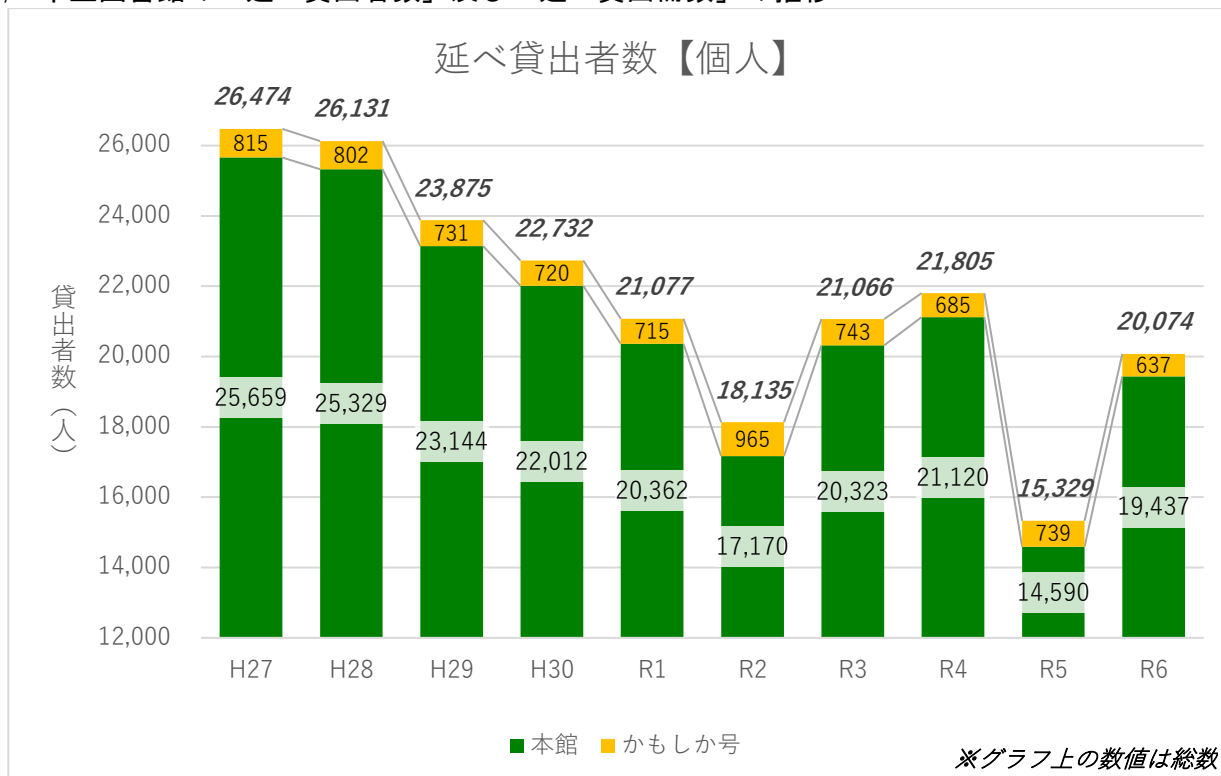
(2) 図書購入費の推移

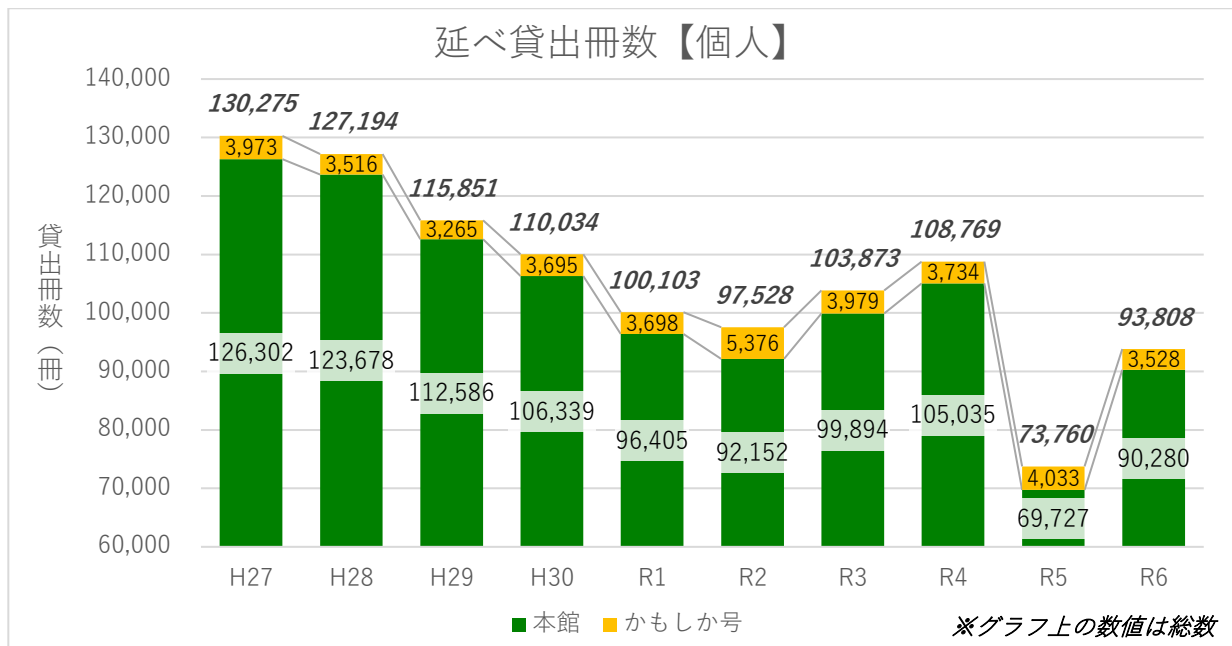


市立図書館の図書購入費は、令和2年度以降約550万円で推移していますが、人口減少に伴い、「人口一人当たり購入金額」は微増傾向にあります。

令和6年度の岩手県内の市立図書館33館の一人当たり購入金額は163.5円、本市は173.0円でこれを上回っています。

(3) 市立図書館の「延べ貸出者数」及び「延べ貸出冊数」の推移





※令和5年度は、空調設備更新工事に伴い約100日間休館した。

第2次計画期間である令和2年度から令和6年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用減少からの回復時期とみられ、少しずつ貸出しによる利用が増加してきました。

しかし、平成27年度の「延べ貸出者数」26,474人、「延べ貸出冊数」130,275冊からみると、継続した減少傾向が続いています。

岩手県内の市立図書館33館における平成27年度と令和6年度の平均を比較すると、「貸出者数」は28,723人から24,190人へ15.8%減少、「個人貸出冊数」は111,723冊から96,403冊へ13.7%減少していて、県内においても同様に図書館での貸出しの減少傾向がみられます。

4 前計画で設定した指標の到達状況

(1) 子どもの読書への意識及び読書状況 ※ アンケート実施項目

区分	学年	令和2年度	令和7年度	令和7年度 (目標値)
①読書の重要性 (「読書は大切だ」「どちらかといえば大切だ」と答えた割合)	小2	96.6%	97.5%	97%
	小5	95.6%	93.2%	97%
	中2	93.4%	95.2%	95%
	高2	95.4%	94.3%	96%
②読書者の割合 (1か月に1冊以上の読書)	小2	100.0%	98.5%	100%
	小5	99.6%	96.4%	100%
	中2	84.6%	69.5%	90%
	高2	59.4%	42.8%	65%
③読書冊数 (1か月に読んだ本の一人当たり冊数)	小2	18.7冊	13.8冊	20冊
	小5	11.6冊	13.9冊	13冊
	中2	4.6冊	6.6冊	5冊
	高2	2.6冊	2.2冊	3冊

(2) 市民一人当たりの図書貸出冊数

区分	令和元年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
図書貸出冊数(個人) A/B	2.8冊/人	2.9冊/人	3.7冊/人
市立図書館における 年間総貸出冊数(冊) A	100,103冊	93,808冊	—
総人口(人) B	35,471人	31,807人	—

(3) 市立図書館蔵書数

区 分	令和元年度末	令和6年度末	令和7年度末 (目標値)
総 数	155,960 冊	151,084 冊	170,000 冊
うち児童書冊数 (割合)	48,105 冊 (31.8%)	46,421 冊 (30.7%)	54,400 冊 (32.0%)

5 データ等から見える課題

年齢が上がるにつれ、スポーツ少年団や部活動、インターネット視聴を始めとした新しく時間を要する分野のほか、勉強時間なども増加してくるため、日常生活の中で純粋に読書に充てる時間数の減少は避けられないところです。

しかしながら、第2章でも触れたように、読書は、子どもが成長して社会生活を営む上で必要な基礎的な知識を身に付け、自ら学び考える力を育むと同時に、その基盤となる豊かな人間性を培うためには、たいへん重要なものです。

読書に親しみ、それが喜びや楽しみとなって、自らに習慣として定着していくことが望まれます。

この実現のため、次の3項目を課題として捉え、家庭・地域・学校等が連携・協力して取り組むことが重要です。

(1) 読書に関心を持たせ習慣づけること

- ① 幼少期からの保護者や読書ボランティアによる読み聞かせ
- ② 小学校（特に低学年）段階での保護者も含めた家族内読書
- ③ 学校における教職員からのアドバイス（本の紹介）
- ④ 学校での読書イベントにおける、児童・生徒相互の本の紹介意見・感想発表
- ⑤ 時宜に即した企画展示や定期的な読み聞かせ会など読書イベントの開催及び年齢別ブックリストの作成・配布
- ⑥ 読書時間の確保

(2) 学校図書館における読書環境の充実

- ① 継続的な新刊購入及び適切な除籍（廃棄）
- ② 教職員や図書支援活動地域ボランティアによる館内環境の改善（蔵書整理を含む）

(3) 市立図書館における利用促進の働き掛け

- ① 継続的な新刊購入及び適切な除籍（廃棄）
- ② 図書（館）情報の周知（学校・こども園等を含む）
- ③ 移動図書館車「かもしか号」、配本の利用促進
- ④ 図書館見学、インターン等の受入れ
- ⑤ テーマ選書・貸出による学習サポート
- ⑥ 視覚障がい者等が利用しやすい書籍の整備

第4章 基本的な方針と取組(家庭・地域・学校等の役割と取組)

推進法第2条(基本理念)では、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とし、行政はもちろん、子どもを取り巻く周囲からの支援が求められています。

本市では、国・県の関連計画や本市の現状を踏まえ、子どもが自主的かつ継続的に読書活動を行うことができるよう、次の基本的な考え方のもと、広く市民が、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進に向けた支援を展開するとともに、読書環境の整備と充実に取り組みます。

1 子どもが本に親しむ環境づくり

(1) 子どもの周囲の大人の役割

推進法第6条では、「保護者の役割」として、「父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする」としています。

子どもの読書活動は、日常生活に根ざしたものとなることが重要であり、これを支えるためには、子どもに常に接している保護者や学校、読書ボランティア等の役割が特に重要であり、子どもが興味を持つような本の紹介や自らが体験した読書の魅力を伝えながら、読書へ導くことが期待されます。

(2) 発達段階(年齢)に応じた読書環境の構築

乳幼児期から始まる、発達段階(年齢)に応じた子ども読書活動の意義や重要性について、市民一人一人が理解と関心を深めながら、読書環境の向上を図ります。

① 人的環境

子どもが本に魅力を感じながら読書に関心を持ち、自主的に読書活動に取り組み、習慣として定着させるために、読書の楽しさや出会うきっかけや興味深い本の紹介等、家庭・地域・学校など周囲からの様々な働き掛けが必要です。

② 物的環境

子どもが様々な分野から本を選び、落ち着いた環境で読書ができるよう、学校図書館及び市立図書館における蔵書の充実や施設・設備等の整備が重要です。

2 家庭・地域・学校等の連携・協力

(1) 「地域学校協働活動^{※①}」及び「教育振興運動^{※②}」と連動した取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等が、「地域学校協働活動」及び「教育振興運動」に取り組む中で、常に情報交換しながら、それぞれの領域で担うべき役割を果たすことが重要です。

※① 地域学校協働活動

「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子どもの学びや成長を支える活動。

※② 教育振興運動

学校、家庭、地域住民等が総ぐるみで、地域の教育課題の解決に自主的に取り組む岩手県独自の教育運動。昭和40年に県内各地で地域をあげて学力向上のための取組(読書運動など)を行ったのが始まりで、以来、本県の教育水準の向上、子どもの健全育成、家庭や地域の教育力向上など、県内の教育環境の整備・充実に大きな役割を果たしている。

(2) 読書の感動や楽しさを共有する取組

子どもにとって、心を揺り動かされた本との出会いは貴重な体験であり、その感動や楽しさを子ども同士又は保護者や周囲の大人と共有することも大切です。

このことから、保護者、読書ボランティア、教職員等による読み聞かせ、本の紹介や子どもたち同士の読後の感想の発表等をきっかけとして、読書の楽しさを共有する取組を進めます。

3 学校図書館及び市立図書館における魅力ある図書の提供

学校図書館には各年代に合った本が、また、市立図書館には、絵本や児童書のほか、大人に至るまでの幅広い年齢層に向けた、様々な分野にわたる本が多数所蔵されています。

また、こども園・保育園等や小・中学校では、移動図書館「かもしか号」が毎月巡回しているところも多く、本と出会う機会を広げています。

毎年、全国ではおびただしい数の図書が刊行されていますが、新刊情報を参考にするほか、長年読み継がれている普遍的な価値を持つ本や子どもたちが興味を抱くような本、点字図書や大活字本などの視覚障がい者等が利用しやすい書籍もそろえるよう、取り組みます。

その一方で、内容（情報）が古くなってしまった本や修繕が困難な本を除籍（廃棄）又は買替えるなど、適正な図書の管理を図ります。

このほか、学校図書館においては、校内読書関連行事における児童・生徒による図書・感想紹介、市立図書館においては企画展示や「おはなし会」の開催等、読書推進事業を展開し、読書活動の習慣化につなげます。

市立図書館の学習スペースは、試験勉強や自習のために多くの高校生に活用されています。一方で、本市における高校生の「1か月に1冊も本を読まない」割合は、県内及び市内の他の年代に比べて極めて高い水準にあります。

「切れ目ない支援」として、勉強の休息時間に「本に触れられる」、「目に触れる」環境を整えることにより、時間に余裕ができた時に、「読書」が選択肢となるような機会を創出します。

このように、図書館を単なる「自習の場」に留めず、新たな気づきを得られる「本との出会いの場」として機能させることで、生涯にわたる読書習慣の形成を目指します。

4 家庭・地域・学校等における役割と取組

区分	家 庭	地 域	学 校 等
基本的な役割	<ul style="list-style-type: none"> ① 家族(大人と子ども・子ども同士)で読書に親しむ機会を設けること ② 読んだ本について、家族内で語り合うこと ③ 学校等や読書ボランティアの情報を得ながら、読書活動に取り組むこと 	<ul style="list-style-type: none"> ① 読書ボランティアによる読み聞かせなどの読書活動を実施すること ② 家庭や学校等の情報を得ながら、読書活動に取り組むこと 	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの発達段階(年齢)に即した読書指導や蔵書の充実を図ること ② 本に関する校内の行事において、個々の読書への思いを伝える機会を設けること ③ 家庭や読書ボランティアの情報を得ながら、読書活動に取り組むこと
取組	(1) 本に親しむ環境づくり		
	<ul style="list-style-type: none"> ① 読書に関する身近な情報や啓発資料の活用 ② 家庭教育学級等における子どもの読書活動に関する学習機会への参加 ③ 市立図書館や学校等の蔵書の活用 ④ 家庭での読み聞かせや読書時間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ① 読み聞かせ会等を通じた本(物語)の魅力の紹介 ② 家庭教育学級等における子どもの読書活動に関する学習機会の企画 ③ 地域の書店、民間団体等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童・生徒同士で本の紹介や感想を語り合う場の企画(ビブリオバトル[書評合戦]など) ② 市立図書館司書による図書の推薦、配本の実施 ③ 図書担当教職員の指導力向上を図るための取組 ④ 「かもしか号」の巡回や定期的な配本等の継続的实施 ⑤ 図書の選定・廃棄に関する基準の研究
例	(2) 家庭・地域・学校等の連携・協力		
	<ul style="list-style-type: none"> ① 「地域学校協働活動」及び「教育振興運動」による読書活動推進の取組の推進 ② 関係機関との連携・協力による読書時間の確保 ③ 中央公民館・市立図書館・市立博物館が連携した文化事業(講演等)への参加 ④ 保健・福祉部局と連携した乳幼児向けブックスタート事業への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の読書ボランティアの活用と支援 ② 学校等と読書ボランティアとの連携支援 ③ 「地域学校協働活動」及び「教育振興運動」による読書活動推進の取組の奨励と支援 ④ 関係機関との連携・協力による読書時間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ① 図書担当教職員と読書ボランティアとの連携支援 ② 図書支援活動地域ボランティアによる図書の整理 ③ 「地域学校協働活動」及び「教育振興運動」による読書活動推進の取組の奨励と支援 ④ 関係各機関との連携・協力による読書時間の確保 ⑤ ノーメディアデーにおける読書の奨励
関連する市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 市広報紙・ホームページ・図書館情報システムによる図書関連情報の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新着図書、「かもしか号」巡回予定、催事情報など ② 「かもしか号」による巡回サービス ③ 市立図書館での青少年向け図書(ヤングアダルト)コーナーの充実 ④ 乳幼児・保護者向けブックスタート事業(7・8か月児健康相談の際に実施) ⑤ 親子で参加できる「読み聞かせ会」等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ① 読み聞かせボランティア連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ① 「かもしか号」による巡回サービス(団体貸出) ② 学校図書館資料(図書)の充実及び適正な管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新刊購入のほか、実情に応じて、適宜除籍を行う。 ③ 「調べ学習」や読み聞かせなどで必要な図書の確保(レファレンスサービス) ④ 図書支援活動地域ボランティアの継続的配置 ⑤ 「図書館だより」(年2回)の発行による新着図書の紹介及び市立図書館利用の呼び掛け ⑥ こども園・保育園等での絵本・紙芝居の読み聞かせの実施 ⑦ 学校図書館運営への助言

5 読書活動推進の中核となる蔵書及び施設の充実

子どもは、乳幼児の段階から、家庭での絵本の読み聞かせや「うたあそび」、こども園・保育園等での紙芝居や絵本の読み聞かせに接することにより、「本」や「読書」への関心が芽生えてきます。

その後、年齢を重ねるにつれて、情報を得る範囲が広がり、様々な分野に関心を持つことで、読む本の範囲も広がります。

これらを促し、支えるのは、家庭で所有する「本」のほか、学校図書館と市立図書館の蔵書になります。

引き続き、学校図書館及び市立図書館における蔵書の充実と合わせて、関連する取り組みの場としての施設環境の充実を図ります。

(1) 学校図書館の充実

学校図書館は、学校において最も身近に本と触れ合うことができる場所です。

この運営に当たっては、学校の図書担当教職員を中心として、全ての教職員の協力のもとに、積極的に読書活動を進める必要があります。

そのためには、家庭、読書ボランティア団体及び市立図書館と連携した取り組みが重要である一方、児童会や生徒会活動の中で取り組まれている「図書委員会」などにおいて、自主的な活動ができるよう、計画的かつ継続した支援・指導を行うことが重要です。

【取組の重点】

- ① 「学校図書館図書標準」(平成5年[1993年]3月 文部科学省)に基づく蔵書数の確保及び図書資料の適正な更新
 - ア 学校図書購入費の確保による定期的な新刊購入
 - イ 「学校図書館図書廃棄規準」(平成5年1月 全国学校図書館協議会)に基づく適正な除籍(廃棄)の実施
 - ※ 標準冊数の維持にとらわれず、内容(情報)が古いもの、破損状態により修繕が困難なものは、除籍対象とする。
- ② 市立図書館との連携による児童・生徒への図書提供
 - ア 「かもしか号」の定期巡回による図書の貸出し
 - イ 「図書館だより」による図書の紹介及び市立図書館の利用案内
 - ウ 市立図書館による学校図書館担当者への参考資料の紹介などの支援
 - エ 総合的な学習の時間を始めとする子どもの学習活動に対応した図書館サービスの充実
- ③ 市内の読書ボランティアの協力による読み聞かせの実施・拡充
- ④ 児童・生徒による自主的な「図書委員会」活動に対する指導・助言
- ⑤ 教職員の読書及び学校図書館利用並びに図書館運営に関する研修の実施

(2) 市立図書館の充実

市立図書館は、子どもから大人まで全ての年代の市民が、幅広い分野の数多くの本の中から、自分の読みたい本を自由に選択し、読書を楽しみながら教養を深めることができる場所であり、保護者にとっては子どもに読ませたい本を選択するとともに、子どもの読書について相談できる場所でもあります。

また、市立図書館は、岩手県内の公立図書館の中では児童書の所蔵割合が若干高く(蔵書数の30.7%、県内の市立図書館33館の平均29.9%。いずれも令和6年度末)、読み聞かせの専用スペースや親子連れの利用者のための閲覧コーナーを配置するなど、子どもが本を読みやすい空間に配慮しているほか、全ての利用者が読書や学習に使用できる「学習スペース」を配置しています。

市立図書館の運営に当たっては、指定管理者制度による民間事業者の専門的なノウハウや人的ネットワークを最大限に活用します。司書等の専門職員による質の高いレファレンスサービ

スや選書、また、読書障がいへの理解に基づいた視覚障がい者等が利用しやすい書籍の提供など、一人一人に寄り添ったサービスを展開します。

指定管理者の柔軟な企画力を生かし、子どもの視点に立った魅力的な展示やイベント（おはなし会やイベント等）を継続・拡充することで、図書館を子どもたちが安心して過ごせ、新しい知識と出会える「安全・安心な居場所」としての機能を拡充させます。市は、指定管理者との緊密な連携と適切なモニタリングを通じて、公立図書館としての公共性とサービスの質のさらなる向上に努めます。

通常の貸出しやレファレンスサービス（図書館利用者の学習・研究・調査に関する必要な情報や資料の問い合わせに対して検索・提供・回答をするなど）のほか、幼少期からの読書習慣の形成が特に重要であることを念頭におきながら、移動図書館「かもしか号」の市内巡回による貸出し、配本、読書ボランティアと連携した「おはなし会」の定期的な開催や子ども向けの図書の企画展示など、子どもの読書に関する事業を推進します。

大船渡地区学校図書館協議会等において、市立図書館の活用方法について周知を進めます。

「読書バリアフリー法」の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず全ての子どもが読書を楽しめるよう、点字図書、拡大図書、音声図書（デージー図書）などの視覚障がい者等が利用しやすい書籍等の整備と提供に努めます。また、誰もが安心して過ごせる「居場所」となるよう努めます。

【取組の重点】

- ① 「かもしか号」巡回による小・中学校、こども園・保育園等への図書の貸出し
- ② 読書ボランティアの協力による「おはなし会」等の拡充
- ③ 小・中学校の「調べ学習」やこども園・保育園等の読み聞かせに必要な図書の確保
- ④ 小中学校への配本
- ⑤ レファレンスサービスの充実
- ⑥ 子ども向け図書の企画展示
- ⑦ 外部研修の受講や日常業務を通じた図書館職員としての資質の向上
- ⑧ 市広報紙、ホームページ、小中学校向け「図書館だより」・館内チラシのほか、「地域のきずなネットワーク（校内・園内連絡網）」や地元メディア、SNSを活用した読書推進に関する情報発信

(3) 関係機関との連携・協力及び推進体制の整備・充実

学校図書館と市立図書館は、子どもの読書活動推進の中核施設として、特に家庭・地域・学校、障がい者等の支援活動に対する、関係機関・団体等の連携・協力を促します。

【取組の重点】

- ① 読書ボランティア等との連携の推進
- ② 公的関係機関との連携・協力のほか、「読書週間」等の全国的・全県的な取組との連携
- ③ 学校、こども園等及び市立図書館相互の読書推進に関する情報共有や意見交換の推進並びに担当教職員の研修機会の拡充
- ④ 障がい者関係団体との連携の推進

6 計画の目標

本計画の実施に当たり、計画期間終了の令和12年度における数値目標を次のとおり設定します。

「読書」について数値で表す場合、読む年代（学年）や本の内容を問わず、「読んだ本の冊数」に注目しがちですが、高学年になるにつれて本の内容やページ数などが変化していくため、単純に低学年と比較することはできないため、同学年での比較に注目します。

(1) 子どもの読書への意識及び読書状況 ※ アンケート実施項目

区 分	学年	令和2年度	令和7年度	令和12年度 【目 標】
①読書の重要性 （「読書は大切だ」「どちらかといえば大切だ」と答えた割合）	小2	96.6%	97.5%	98%
	小5	95.6%	93.2%	96%
	中2	93.4%	95.2%	96%
	高2	95.4%	94.3%	96%
【目標設定の考え方】 令和7年度の結果はいずれも高い水準にあるが、令和2年度及び令和7年度を若干上回る増加とした。				
②読書者の割合 （1か月に1冊以上の読書）	小2	100.0%	98.5%	100%
	小5	99.6%	96.4%	100%
	中2	84.6%	69.5%	75%
	高2	59.4%	42.8%	48%
【目標設定の考え方】 小学2年生・5年生は高い水準にあるが、この結果の維持、向上とした。 中学2年生及び高校2年生については、令和7年度の約5ポイントの増加とした。				
③読書冊数 （1か月に読んだ本の一人当たり冊数）	小2	18.7冊	13.8冊	20冊
	小5	11.6冊	13.9冊	15冊
	中2	4.6冊	6.6冊	8冊
	高2	2.6冊	2.2冊	3冊
【目標設定の考え方】 令和2年度または令和7年度のうち、冊数の多い結果を基準とし、各学年において、約1冊の増加とした。				

※ 令和2年度及び令和7年度の数値は、計画策定に関する事前アンケートの結果による。

(2) 市民一人当たりの図書貸出冊数

区 分	令和元年度	令和6年度	令和12年度 【目 標】
図書貸出冊数（個人） A/B	2.8冊/人	2.9冊/人	3.7冊/人
市立図書館における 年間総貸出冊数（冊） A	100,103冊	93,808冊	-
総人口（人） B	35,471人	31,807人	-
【目標設定の考え方】 子どもの読書活動の習慣化には、周囲の大人の影響が大きいことから、「市民一人当たりの図書貸出冊数」を指標とし、令和6年度における岩手県内の市立図書館（33館）の図書貸出冊数（個人）の平均である3.65冊を基に3.7冊とした。			

(3) 市立図書館蔵書数

区 分	令和元年度末	令和6年度末	令和12年度末 【目標】
総 数	155,960 冊	151,084 冊	150,000 冊 (0.7%減)
うち児童書 (割合)	48,105 冊 (31.8%)	46,421 冊 (30.7%)	48,000 冊 (32.0%)

【目標設定の考え方】

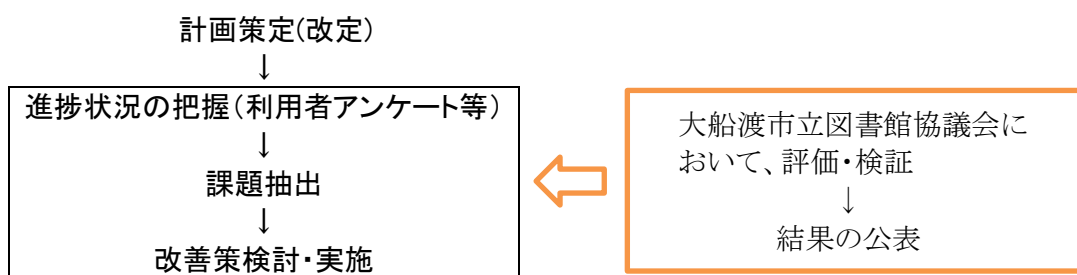
蔵書総数は、これまでの「量的拡大」を重視する段階から、子どもたちが常に新しく正確な情報に触れられる「情報の質と、実質的なアクセス量の向上」へと重点を移すため、令和6年度末から約1,000冊減の150,000冊とした。

具体的には、国の「第五次基本計画」や「学校図書館図書廃棄規準」に基づき、内容が古くなった資料や破損した図書の計画的な除籍（廃棄）を徹底し、蔵書の鮮度を維持する。これにより、本が取りやすい余裕のある書架配置や、子どもの目を引く視覚的な展示スペースを創出し、図書館を単なる資料提供の場に留めない、知的好奇心を満たす、「安全・安心な居場所」として再定義することを考慮したものである。

このうち、児童書については、大船渡市こども計画の理念にのっとり「積極的に収集する」方針を継続する一方で、多分野にわたる質的・量的なバランスも重要であり、市立図書館の特徴でもあることから、蔵書割合は令和元年度末に比べ微増とした。

7 計画の推進体制

本計画の進捗状況を毎年度把握し、課題の抽出及び次年度以降の取組を効果的に推進する。



□ 参 考 資 料 □

全国学校図書館協議会図書選定基準	25
学校図書館図書廃棄規準	30
大船渡市立図書館資料収集方針	32
大船渡市立図書館資料除籍基準	33

全国学校図書館協議会図書選定基準

昭和55年(1980年) 9月15日 制定
昭和63年(1988年) 10月1日 改定
平成20年(2008年) 4月1日 改定

本会の実施する図書選定の基準を次のとおりに定める。

本会は1951年以降、各学校図書館が本来の目的を達成するための蔵書構成を行ううえで必要かつ適切な資料を提供するべく図書選定を実施してきた。この基準は、従来の図書選定基準を長年にわたる選定実務の経験を加味し、検討および整理をほどこし改定したものである。

I 一般基準

1 内容

学校における教育課程の展開に寄与し、児童生徒の学習活動や健全な教養・レクリエーションに役立つものであるか。

(1) 知識を得るための図書

- ① 正しい知識や研究成果が述べられているか。
- ② 新しい知見や方法が紹介されているか。
- ③ 主題の取り扱い方は、新鮮で創意や工夫がみられるか。
- ④ 一貫した論理で体系づけられ、論旨が明確であるか。
- ⑤ 事実の叙述は、科学的に正確で、かつ具体的であるか。
- ⑥ 取り扱っている範囲は、児童生徒が学習や研究をするのに適切であるか。
- ⑦ 資料は、その主題を解明するのに適切なものであるか。
- ⑧ 異見・異説などのある場合は、必要に応じてこれを紹介し、その原拠が示されているか。
- ⑨ 引用文・さし絵・写真・図表などは、正確かつ適切で、必要に応じて原典が示されているか。
- ⑩ 統計は、正確で、調査時期および原拠が示されているか。

(2) 教養のための図書

- ① 児童生徒のたしかな批判力や豊かな情操を育てるものであるか。
- ② 生きる希望にあふれ、深い感動を与えるものであるか。
- ③ 読書の楽しさを味わえるものであるか。
- ④ 内容や主題に独創性があるか。
- ⑤ 内容の取り扱いが、時流にのった興味本位のものになっていないか。
- ⑥ 正義と真実を愛する精神に支えられているか。
- ⑦ 人権尊重の精神が貫かれているか。

(3) 教師向けの図書

- ① 教職員の教育活動に資するものであるか。

2 表現

- (1) 児童生徒の発達段階に即しているか。
- (2) 差別的な表現がされていないか。
- (3) 小・中学生を対象とする場合は、常用漢字・現代かなづかいを用いているか。
- (4) 文章は、わかりやすく、文法にかなっているか。
- (5) さし絵・写真・図表などは、本文を理解するのに役立ち、適切なものであるか。

3 構成

- (1) 書名は、内容をよく表しているか。
- (2) 目次・見出しの表現や位置は、内容に適応したものであるか。
- (3) 必要な索引が完備され、引きやすいか。
- (4) 奥付には、必要な事項が記載されているか。

- (5) 必要な参考文献が掲げられているか。
- (6) 著者について必要な紹介がされているか。

4 造本・印刷

- (1) 製本・外観・大きさが適切であり、書誌的な体裁が整っているか。
- (2) 装ていや表紙のデザインは、美術的で好ましい印象を与えるか。
- (3) 製本は堅ろうで開きがよく、学校図書館における使用に耐えるものであるか。
- (4) 乱丁・落丁などの事故はないか。
- (5) ページ数は、扱っている内容にふさわしいか。
- (6) 活字の字体や大きさは、児童生徒の発達段階に即して適切であるか。
- (7) 版の組み方は、行間・字詰めに余裕があり読みやすいか。
- (8) 誤植はないか。ある場合は正誤表がついているか。
- (9) 印刷は鮮明で見やすいか。
- (10) さし絵・写真・地図などは鮮明で調和がとれ、大きさも適切であるか。
- (11) 用紙は良質で丈夫であるか。

II 部門別基準

1 百科事典・専門事典

- (1) 項目の選定や解説が適切になされているか。
- (2) それぞれの項目について、専門家が執筆し、説明の内容は正しく、かつ新しいか。また、執筆者が示されているか。
- (3) 見出しが使いやすく、必要な写真・図版が適切に掲げられているか。
- (4) 参照の指示が適切になされているか。
- (5) 参考となる資料が紹介されているか。
- (6) 索引は、調査研究に充分たえるように作られているか。
- (7) 統計資料・補遺・年鑑の刊行など、新しい情報を補充するための配慮がなされているか。
- (8) 必要に応じて、十分な改訂がなされているか。

2 辞典

- (1) 編者は、信頼のおける専門の研究者であり、最新の研究成果を踏まえた編集がなされているか。
- (2) 見出し語の選定は適切であるか。
- (3) 解説・説明は正確でわかりやすく、客観的になされているか。
- (4) 索引や参考となる資料が、必要かつ充分につけられているか。
- (5) 必要に応じて、出典・用例・参照などが適切につけられているか。

3 年鑑・統計・白書類

- (1) 公的な機関または責任ある団体によって編集されたものか。
- (2) 資料の収集や処理が客観的かつ科学的であるか。
- (3) 統計は正確で新しく、調査年度および原拠が示してあるか。
- (4) グラフや図版が適切に使われ、また、必要な解説がつけられているか。
- (5) 年鑑は、とくに項目の選定や解説が適切になされているか。

4 叢書・全集

- (1) 編集方針が、全体の構成にいかされているか。
- (2) 各巻の内容は、相互に均衡がとれているか。
- (3) 全集類については、その標題と内容が一致しているか。
- (4) 全巻をとおした必要な索引がつけられているか。
- (5) 本文の異同につき明示し、さらに校訂が行き届いているか。
- (6) 商業主義的見地に立った編集上の不自然さがないか。

(注) 必要な場合は、叢書・全集の中の一冊でも対象とする。

5 翻訳書

- (1) 完訳であるか。

- (2) 完訳となっていないものについては、翻訳上の態度が明確であるか。
 - (3) 原意をよく伝えるとともに、よくこなれた文章になっているか。
 - (4) 適切な注釈が付けられているか。
 - (5) 原典についての説明がなされているか。
 - (6) 翻案書については、原作の意を損なわずに書きかえられているか。
- (注) 日本古典の現代語訳についても上記に準ずる。

6 実用書・技術書

- (1) 児童生徒の生活にふさわしく有用なものであるか。
- (2) 内容が新しく正確であり、最新の技術・学問を反映したものであるか。

7 自然科学に関する図鑑

- (1) 写真や図版は、実物の色彩や形態を正確に伝えているか。
- (2) 写真や図版は、実物の特徴を正しく表現しているか。
- (3) 写真や図版には倍率が示してあるか。
- (4) 児童生徒の発達段階に応じた適切な解説や索引があるか。

8 地図帳

- (1) その地図の目的にかなった図法を用い、また、図法名を示してあるか。
- (2) 信頼のおける新しい原図をもとにしているか。
- (3) 位置や地形の表示は正確であり、工夫がみられるか。
- (4) 縮尺と、必要に応じて方位が、明示されているか。
- (5) 地図番号などの約束が明示されているか。
- (6) 色彩は鮮明で、統計地図などの段階差が明確に出るように配色上の工夫をしてあるか。
- (7) 国名や地名、統計上の数値などは最新のものが。
- (8) 児童生徒の発達段階に応じた適切な解説や索引があるか。
- (9) 必要に応じて、地名を読みやすくする配慮がなされているか。

9 絵本

- (1) 子どもに対する愛情に貫かれ、絵と文が芸術的に調和しているか。
 - (2) 絵は、内容を的確に表現したもので、子どもの感覚に合った楽しいものになっているか。
 - (3) 文章は、子どもに理解できる内容や表現になっているか。
 - (4) 用紙・装てい・判型などは、内容にふさわしく作品を十分に生かしているか。
- (注) 中学・高校生向きの絵本についても上記に準ずる。

10 趣味・レクリエーションの図書

- (1) 児童生徒の趣味・能力に合致しているか。
- (2) 内容は正確であるか。
- (3) 児童生徒の健全な活動を促進するものであるか。

11 学習参考書

- (1) 児童生徒の学習活動に役立ち、その内容が教育課程に合っているか。
- (2) 内容が精選されているか。
- (3) 系統的で児童生徒に理解しやすいか。

12 伝説・民話

- (1) 採集資料について、採集年代・採集地・採集者・語り手あるいは出典など、必要な事項が記されているか。

13 神話

- (1) 古代における人びとの考え方や生活を理解できるものであるか。
- (2) 必要に応じて、原典または原拠が示されているか。
- (3) 必要に応じて、注解がつけられているか。

14 地域に関する図書

- (1) 地域の特質や現状が正確に記述されているか。
- (2) 他の地域にも通じる普遍性を有するものであるか。
- (3) 趣味的なものになっていないか。
- (4) 取り扱っている内容が独断的で恣意的なものになっていないか。

- (5) 取り扱っている内容について、その原拠を示すなど、調査・研究する場合に役立つものであるか。
- (6) 参考文献などが紹介されているか。

15 教師向けの教育図書

- (1) 内容は教育学の研究と教育活動の成果をもとに書かれているか。
- (2) 取り扱っている事柄の解釈が、個人的で恣意的なものになっていないか。
- (3) 教育実践に有効適切な理論、新鮮な問題提起、参考になる事例などを含んだ内容であるか。

16 教師向けの学術研究書

- (1) 教育課程の編成に役立つものであるか。
- (2) 学習指導に関連する専門的な研究を内容としたものであるか。
- (3) 主題と内容が高度であり、また、特殊すぎないか。

17 宗教に関する図書

- (1) 宗教の意義、現状、そのあり方を客観的に理解できる内容であるか。
- (2) 特定宗教の経典、教義、歴史、社寺などの解説は、正確なものであり、児童生徒の学習および教養に役立つものであるか。

18 政党に関する図書

- (1) 政党の現状、歴史を客観的に理解できる内容であるか。
- (2) 特定政党の綱領、政策およびその解説は、正確なものであり、児童生徒の学習・教養に役立つものであるか。

(注)政治結社に関する図書についてもこれに準ずる。

19 性に関する図書

- (1) 主題や内容が、科学的に正確であり、児童生徒の発達段階に即しているか。
- (2) 倫理的に高い観点を有しているか。
- (3) 興味本位の内容になっていないか。

20 まんが

- (1) 絵の表現は優れているか。
- (2) 俗悪な言葉を故意に使っていないか。
- (3) 人間の尊厳性が守られているか。
- (4) ストーリーの展開に無理がないか。
- (5) 俗悪な表現で読者の心情に刺激を与えようとしていないか。
- (6) 悪や不正が讃えられるような内容になっていないか。
- (7) 戦争や暴力が、賛美されるような作品になっていないか。
- (8) 学問的な真理や歴史上の事実が故意に歪められたり、無視されたりしていないか。
- (9) 実在の人物については、公平な視野に立ち、事実に基づき正確に扱われているか。
- (10) 読者対象にふさわしい作品となっているか。
- (11) 原著のあるものは、原作の意が損なわれていないか。
- (12) 造本や用紙が多数の読者の利用に耐えられるようになっているか。
- (13) 完結されていないストーリーまんがは、原則として完結後、全巻を通して評価するものとする。

21 写真集

- (1) 主題は、児童生徒の成長に役立つものであるか。
- (2) 表現技術に新鮮さがあり、編集・印刷がすぐれているか。
- (3) 必要に応じて、撮影上のデータ・解説などが適切につけられているか。

22 伝記

- (1) 著者の被伝者に対する態度は真摯で、資料をよく調べ、正確な記述となっているか。
- (2) 被伝者は、多面から描かれ魅力ある人物像となっているか。
- (3) 被伝者の業績や人格が、時代背景とのかかわりの中で描かれているか。
- (4) 文章は、人物像をいきいきと描き出しているか。
- (5) 児童生徒に生きる指針を与えるものであるか。

23 手記

- (1) 著者の執筆態度が真摯であり、その内容が真実追求の記録となっているか。

Ⅲ 対象としない図書

- (1) 特定地域でしか入手できないもの、直接販売方式でしか入手できないもの、個人出版物等一般に入手が困難なもの。
- (2) 限定版、および豪華特装版であるもの。
- (3) 教科書、副読本、問題集、特定教科書の解説書および自習書。
- (4) 特定宗教の立場よりする布教宣伝および一方的批判を内容としたもの。
- (5) 特定政党の立場よりする宣伝および一方的批判を内容としたもの。政治結社についてもこれに準ずる。
- (6) 書きこみや切り抜きなど個人で使用することを目的とするもの。
- (7) 破損しやすい、しかけ絵本。
- (8) 文庫本およびこれに準ずる大きさのもの。
- (9) 一般書籍として流通せず、雑誌としてのみ流通しているもの。
- (10) 年次刊行物を除く定期刊行物。
- (11) 原則として出版されてから半年以上経過したもの。

学校図書館図書廃棄規準

1993年(平成5年)1月15日 制定
2021年(令和3年)12月1日 改訂
公益社団法人全国学校図書館協議会

学校図書館には、「教育課程の展開に寄与する」「児童生徒の健全な教養を育成する」目的と、「学習センター」「情報センター」「読書センター」機能がある。このことを達成するためには、児童生徒および教員の利用に役立つ適切な図書館資料の質を高め、量を確保できるように整備しておかなければならない。学校図書館の資料は図書資料をはじめ多種多様な資料群にわたるが、とりわけ図書資料は資料群の中核を成すものである。したがって、学校図書館では、利用者の立場に立って適切で優れた図書の選択収集に努め、かつ常に蔵書の更新を行う必要がある。また、蔵書の管理には一貫性と統一性が保たれなければならない。蔵書の点検評価に伴い図書を廃棄する場合には、個人的な見解によることなく客観性のある成文化した規準にもとづき行わなければならない。

この規準は、学校図書館において蔵書を点検評価し廃棄を行う場合の拠りどころを定めたものである。ただし、電子書籍はこの規準の対象としない。

I 一般規準

次の各項のいずれかに該当する図書は、廃棄して更新の対象とする。

- 1 受入後 10 年経過した図書。
- 2 形態的には使用に耐えうるが、記述内容・掲載資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書。
- 3 新しい学説や理論が採用されていない図書で、史的資料としても利用価値の失われた図書。
- 4 時間経過に伴いカラー図版資料の変色が著しいため、誤った情報を提供することが明白になった図書。
- 5 利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書。
- 6 改訂版や新版が刊行されて、利用価値が失われた旧版図書。
- 7 破損・汚損等により書籍としての魅力が失われた図書。
- 8 紛失した図書。

II 種別規準

次の種別に属する図書は、「I 一般規準」に加えてそれぞれの種別ごとの各項に該当する場合、廃棄して更新の対象とする。

- 1 図鑑
 - (1) 刊行後 3 年を経ているもので、最近の研究成果にそぐわなくなった図書。
- 2 ハンドブック・要覧
 - (1) 新版が刊行され利用価値の失われた旧版図書。
- 3 歴史書・伝記
 - (1) 新資料の発見等により史実について評価が著しく変わった図書。
- 4 地図帳
 - (1) 刊行後 3 年を経ているもので、記載地名等に変化が生じた図書。
- 5 旅行案内書
 - (1) 刊行後 2 年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。
- 6 地誌

(1) 刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

7 法律書・法令書

(1) 刊行後3年を経ているもので、主要な法律・法令の改正により現状にそぐわなくなった図書。

8 人権関係書

(1) 記述内容に人権擁護上の問題が明らかとなった図書。

9 時事問題関係書

(1) 刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

10 学習参考書

(1) 刊行後3年を経ているもので、学習の現状にそぐわなくなった図書。

(2) 「学習指導要領」準拠図書で、「学習指導要領」の改訂により学習事項やその取り扱いが変わった図書。

11 就職・受験案内書

(1) 刊行後2年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

12 技術書・実験書

(1) 刊行後3年を経ているもので、技術・実験についての記述内容が現状にそぐわなくなった図書。

(2) 記述内容に安全上問題であることが明らかとなった図書。

13 公害・環境問題関係書

(1) 刊行後3年を経ているもので、最近の研究成果がとりいれられていない図書。

14 料理・服飾関係書

(1) 素材・技術・デザイン・流行等が現状にそぐわなくなった図書。

15 スポーツ関係書

(1) 種目・ルール・技術・用具等が現状にそぐわなくなった図書。

16 辞典

(1) 語義・語源・用例等の記述に重大な誤りが発見された図書。

(2) 常用漢字や教育漢字表が改訂され、学習の現状にそぐわなくなった図書。

Ⅲ 廃棄の対象としない図書

次の図書は原則として廃棄の対象としない。

(1) 郷土資料 (2) 自校資料

《運用上の留意事項》

1 図書の更新にあたっては、校内に蔵書構成を検討する委員会等を設け、教育課程に適合した蔵書構成となるように組織的に対処する。

2 備品図書の廃棄は、学校設置者が定める条例・規則等にしたがって行う。

大船渡市立図書館資料収集方針

図書館法の精神に則り、市民の読書傾向・興味関心をもとに現在の蔵書状況を考慮し、質・量ともバランスのとれた資料の構成を図らなければならない。市民の教養と文化の向上のため、その生活及び学習に必要な資料を公平かつ自由に選択収集する。

1 図書選定基準

- (1) 各分野の基本的資料（辞典・字典・便覧・白書・年鑑・図鑑・年表統計等）は優先的に収集する。ただし、特殊な分野の専門書及び研究書は原則として収集しない。
- (2) 実用書は、資料的価値を考慮して多面的に収集する。
- (3) 時事的なものは、社会情勢に対応し、積極的に収集する。
- (4) 内外の著名な作家による文学作品や各種の賞を受賞したものは、積極的に収集する。
- (5) 行政資料・郷土資料・郷土出版物及び県人の著作は、原則として収集する。また、県人の著作で、共著・共名等の場合でも同様に収集する。
- (6) 利用頻度が少ないと思われるものでも、資料価値が高く、保存の必要があると思われるものは収集する。
- (7) 児童図書は、人格形成の観点から情操教育上必要と思われる資料を積極的に収集する。
- (8) 逐次刊行物は、資料的価値を考慮して収集する。ただし、郷土関係逐次刊行物（新聞・雑誌）は努めて収集する。
- (9) 新刊書を重視し、各種団体等の選定資料・推薦資料・ベストセラーズ等は、内容を検討の上、できるだけ収集する。
- (10) 教養・レクリエーションに必要な諸資料は、利用の動向などを考慮し収集する。
- (11) 希望図書は、できるだけ収集するよう努める。

2 資料選定上の留意事項

資料の選定にあたっては、収集方針に基づき、市民の読書傾向及び出版動向を把握しながら次の事項に留意する。

- (1) 宣伝や流行に惑わされず、好み・主観を排除すること。
- (2) できるかぎり新しい資料で、理解しやすいものであること。
- (3) 信頼しうる資料であること。
- (4) 異なる立場を持つ資料には、できるかぎり別の立場からの資料も収集すること。
- (5) 参考図書は、できるだけ索引・参考文献・年譜等が掲載されている資料を中心に収集すること。
- (6) 性・法医学・刑事犯罪記録・劇薬・火薬・賭博的娯楽等に関するものは、特に資料的価値を吟味し、慎重に取り扱うこと。
- (7) 図版の多い資料は、特にその印刷の仕上がりを吟味すること。
- (8) 造本に留意し、堅牢性を考慮すること。
- (9) 利用度の高い資料、長く残す資料及び郷土資料等は複本を備えるようにする。
- (10) 利用者の意向を正しく選択に反映させるようにすること。

3 視聴覚資料選定基準

- (1) ビデオ・CD等で広く市民の教養・文化の向上に資するものは、できるだけ収集する。
- (2) 児童向けのもは、人格形成の観点から、情操教育上必要と思われるものを収集する。
- (3) 郷土の理解に役立つものは、保存用も含めて収集する。
- (4) 保存的資料として価値の高いものは、努めて収集する。

大船渡市立図書館資料除籍基準

図書館資料を適切に管理し、常に有効な利用状態にするため除籍を行う。

1 亡失除籍

- (1) 資料が利用者の事情で亡失し、回収不能となったもの。
- (2) 資料の点検で所在不明が判明し、調査しても不明のもの。

2 汚損・破損除籍

汚損・破損がはなはだしく、修理または製本ができないもの。

3 不要除籍

- (1) 資料の内容が時の経過等につれ、文献的価値・利用価値を失ったもの。
- (2) その他館長が不要と認めるもの。

4 管転換除籍

資料の有効的活用を図るため、他の市機関に所管替えを行うもの。

5 譲渡除籍

市所管以外の施設に無償で譲渡するもの。

6 数量更正除籍

図書資料で利用上及び管理上、合冊又は分冊にする場合には、いったん除籍するものとする。